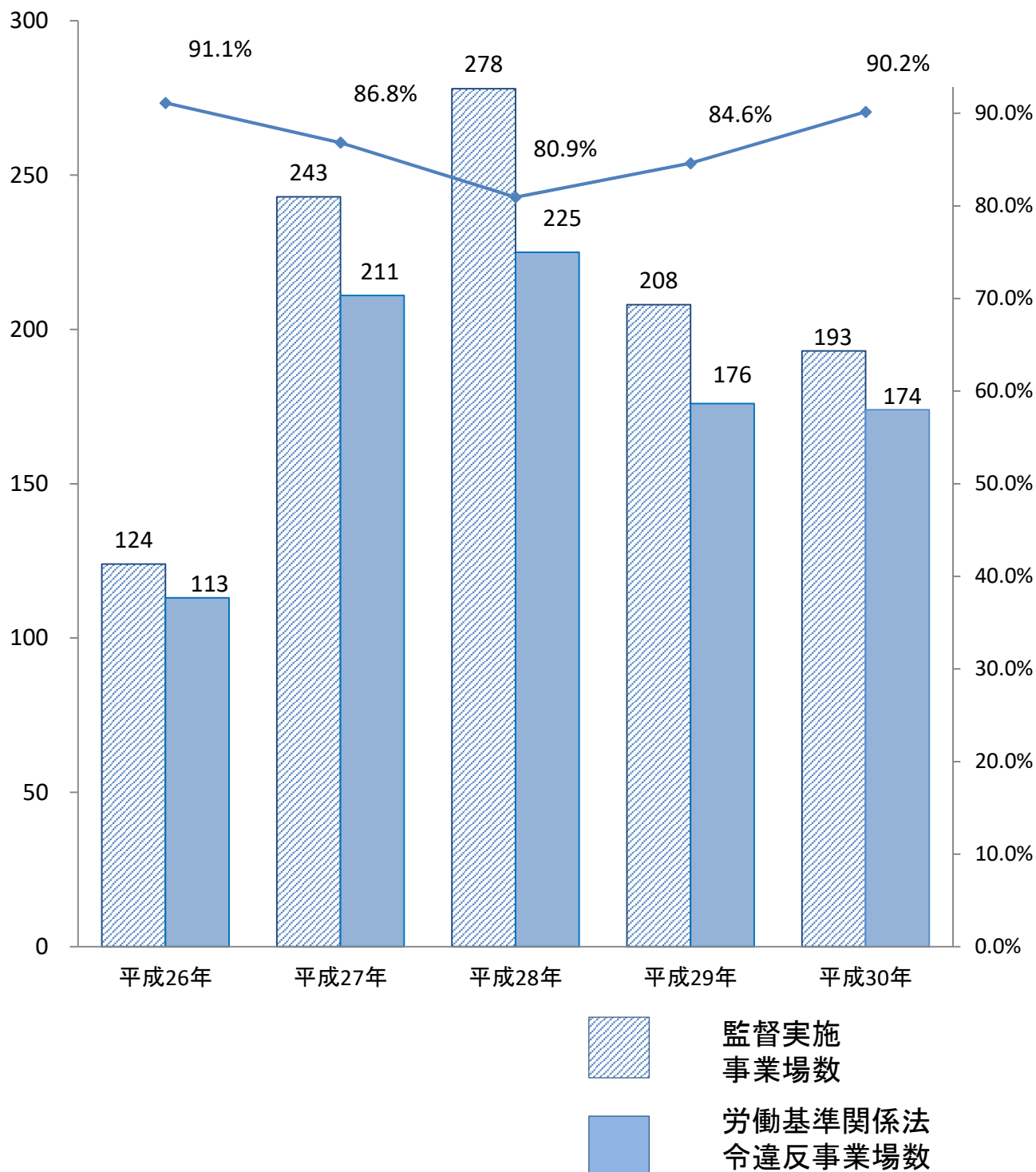


1 監督指導状況（平成26年～平成30年）

平成26年から平成30年までの5年間における監督実施事業場数、労働基準関係法令違反の事業場数、違反率は、次のとおりである。



2 定期監督の状況（有機溶剤関係 平成30年）

有機溶剤を使用している事業場に係る有機溶剤中毒予防規則の主な違反は、次のとおりであった。

| 違反の内容 | 件数 |
|---|----|
| 作業環境測定及び記録、記録の3年保存 （有機則第28条、28条の2） | 35 |
| 健康診断の実施及び記録の5年保存及び意見聴取 （有機則第29条、30条、30条の2） | 26 |
| 局所排気装置等の定期自主検査の実施 （有機則第20条、20条の2） | 22 |
| 有機溶剤等の区分の表示 （有機則第25条） | 15 |
| 局所排気装置等の設置 （有機則第5条、6条、14条） | 14 |
| 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の掲示 （有機則第24条） | 13 |
| 健康診断結果報告 （有機則第30条の3） | 10 |
| 作業主任者の選任及び職務の遂行 （有機則第19条、19条の2） | 6 |
| 作業環境測定結果の評価に基づく措置 （有機則第28条の3） | 4 |

3 定期監督の状況（特定化学物関係 平成30年）

特定化学物質を使用する事業場に係る特定化学物質障害予防規則の主な違反は、次のとおりであった。

| 違反の内容 | 件数 |
|--|----|
| 名称等掲示(特別管理物質) (特化則第38条の3) | 30 |
| 健康診断の実施及び記録の30年保存及び意見聴取 (特化則第39条、40条、40条の2) | 29 |
| 作業記録及び30年保存 (特化則第38条の4) | 29 |
| 作業環境測定及び30年等保存 (特化則第36条、36条の2) | 27 |
| 特別有機溶剤に係る有機則の準用(発生抑制措置又は呼吸用 保護具) (特化則第38条の8) | 20 |
| 作業主任者の選任及び職務の遂行 (特化則第27条、28条) | 16 |
| 局所排気装置等の定期自主検査の実施 (特化則第30条、31条、32条) | 12 |
| 健康診断結果報告 (特化則第41条) | 9 |
| 局所排気装置等の設置 (特化則第9条、10条、11条、12条) | 2 |

4 事例（自動車整備業）

概要

- プッシュプル型の塗装ブースの中で、特別有機溶剤等（エチルベンゼン、メチルイソブチルケトン等含有）を自動車の塗装に使用しているが、プッシュプル型換気装置の定期自主検査を行っていなかった。
- 職場の環境測定及び労働者に対する特殊健康診断について6か月以内ごとに1回行っていなかった。
- 有機溶剤の人体に及ぼす作用等の掲示、区分の表示、作業記録等がなかった。
- 衛生管理者、産業医の選任報告が労働基準監督署長あて届け出されていなかった。

指導内容

- 1 プッシュプル型換気装置について定期的に検査を行っていないことについて是正を指導した。

指導事項

労働安全衛生法第45条（有機則第20条の2, 特化則第30条）違反

- 2 職場の環境測定、労働者に対する特殊健康診断を6か月以内に1回行っていないことについて是正を指導した。

指導事項

労働安全衛生法第65条（特化則第36条）違反
労働安全衛生法第66条（有機則29条、特化則第39条）違反

- 3 有機溶剤の人体に及ぼす作用の掲示、有機溶剤の区分の表示、特別管理物質を使用した作業記録がなかったことについて是正を指導した。

指導事項

労働安全衛生法第22条（有機則第24条, 25条）違反
労働安全衛生法第22条（特化則第38条の4）違反

- 4 労働者50名以上使用し、衛生管理者、産業医を選任しているにもかかわらず、その選任届を労働基準監督署長あて届け出していないことについて是正を指導した。

指導事項

労働安全衛生法第100条（安衛則第7条, 13条）違反

その他の指導内容

- 5 時間外労働が一番多い者で月120時間となっていたため、時間外労働の削減について指導した。

指導事項

時間外労働の削減（業務体制の見直し等）について指導

その後

その後、労働基準監督署では、すべての事項について是正したことを確認している。